

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市指定管理者選定委員会までの項省略)					市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市指定管理者選定委員会までの項省略)				
	芦屋市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する事項についての審議	10人	(1) 市内の公共的団体等の代表者 (2) 市民	諮問に係る審議が終了するまでの期間		芦屋市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する事項についての審議	10人	(1) 市内の公共的団体等の代表者 (2) 市民	諮問に係る審議が終了するまでの期間
	(公務災害補償等認定委員会から芦屋市景観認定審査会までの項省略)						(公務災害補償等認定委員会から芦屋市景観認定審査会までの項省略)				
	芦屋市PFI事業者選	民間資金等の活用による公共施	5人	(1) 学識経験者 (2) 公共施設等の	諮問に係る審						

改正案					現 行				
定委員会	設等の整備等の 促進に関する法 律（平成11年法 律第117号）第8 条第1項の規定 による特定事業 を実施する民間 事業者の選定に 関する事項につ いての審議		整備等に関し専 門的知識を有す る者	議が終 了する までの 期間					
(芦屋市水道事業経営審議会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書採 択協議会までの項省略)					(芦屋市水道事業経営審議会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書採 択協議会までの項省略)				

芦屋市 P F I 事業者選定委員会規則（未定稿）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 1 8 年芦屋市条例第 5 号）第 4 条の規定に基づき、芦屋市 P F I 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第 4 条 委員会の庶務は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）に規定する特定事業を所管する課において処理する。

（補則）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。